

事務連絡  
令和3年1月14日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局看護課長

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出期限について

看護行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年12月16日付の事務連絡「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」の一部改正に関する周知ご協力をお願いに関しまして、貴会におかれましては周知にご協力頂きありがとうございました。

現在も業務従事者届の届出期限である1月15日に向け、各自治体が集計に尽力くださっているところでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、締切日までの届出が困難又は遅延が見込まれる旨を自治体等よりご連絡を頂いております。

そこで、令和2年度の業務従事者届の届出期限について、令和3年1月15日を超過しても差し支えないこととし、その場合には遅くとも令和3年3月31日までにご提出頂くよう、別添のとおり各都道府県に事務連絡を発出しております。

貴会におかれましては、上記の旨を貴会の会員の皆様へ周知頂き、引き続き業務従事者届の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

厚生労働省医政局 看護課

電話：03-5253-1111

担当：村井（内線4171）

藤田（内線4172）

松村（内線4176）

(別添)

事務連絡  
令和3年1月14日

各都道府県衛生主管（部）局長 殿

厚生労働省医政局看護課長

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出期限について

看護行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

業務従事者届は、保健師助産師看護師法第33条において、看護職員の皆様に該当年の翌年の1月15日まで届出をして頂くよう規定されており、各都道府県の担当者様におきましては、現在届出の取りまとめに向けご尽力頂いていることと存じます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、締切日までの届出が困難又は遅延が見込まれる旨を自治体等よりご連絡を頂いております。

そこで、直前ではございますが、令和2年度業務従事者届の届出期限について、令和3年1月15日を超過しても差し支えないことと致しますので、その場合には、遅くとも令和3年3月31日までにご提出頂きますようお願い致します。

上記の旨を周知頂き、引き続き業務従事者届の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

厚生労働省医政局 看護課

電話：03-5253-1111

担当：村井（内線4171）

藤田（内線4172）

松村（内線4176）